

**令和6年度
岩手県出資等法人運営評価レポート**

令和6年9月

総 務 部

No. 29 公益社団法人岩手県農業公社

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益社団法人岩手県農業公社		所管部局 室・課等	農林水産部 農業振興課
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 佐々木 隆
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和46年3月29日	事務所の所在地	〒020-0884 岩手県盛岡市神明町7番5号	
	(平成24年4月1日 社団法人岩手県農業公社から移行)	電話番号	019-651-2181	
		HPアドレス	https://www.i-agri.or.jp/	
資(基)本金等	40,000,000 円	うち県の出資等 ・割合	35,000,000 円	87.5%
設立目的	農用地の利用の効率化及び高度化の促進をはじめ、農業構造の改善に資する事業等を推進するとともに、優れた農業担い手の育成確保を図り、もって岩手県農業の発展及び農村地域の振興並びに地域住民の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。			
事業内容	1 農用地の利用の効率化及び高度化に関する事業 2 農業の担い手の確保、育成及び定着促進に関する事業 3 農用地の造成及び整備並びに農業用の施設及び機械等の整備に関する事業 4 農業用の施設及び機械等並びに繁殖雌牛の貸付に関する事業 5 国、県又は市町村等からの農業振興に係る業務の受託及び請負に関する事業 6 耕起、播種及び収穫等の農作業の受託に関する事業 7 南畑地区事業用地の処分に係る宅地建物取引業 8 粗飼料の生産及び供給に関する事業 9 1～8以外で、目的を達成するために必要な事業			
常勤役員の状況	合計	3 名	うち県現職	0 名
	平均年収 ※	4,940 千円	平均年齢 ※	62.8 才
常勤職員の状況	合計	64 名	うち県派遣	2 名
	平均年収 ※	4,512 千円	平均年齢 ※	46.6 才

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	農地中間管理事業として、地域計画等に基づく農地中間管理事業の実施により、農地の集約化等を促進
2	県農業経営・就農支援センターの伴走機関として、次代を担う新規就農者の確保・育成の取組を促進
3	畜産公共事業の事業指定法人として、農業の生産性向上、望ましい畜産物の生産構造を確立
4	暗渠排水工事の独自工法を活用した水田整理により、農業経営基盤の強化と農用地有効利用を促進

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

国及び県の施策との整合性を図りながら、県全域において、農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、粗飼料生産及び供給等、農業振興に係る多岐にわたる事業を、市町村や農業団体との連携の下に実施している唯一の団体である。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、粗飼料生産及び供給等、多岐にわたる事業を実施し、当該事業遂行に係るノウハウの蓄積があり、かつ、県内の関係機関・団体との間で連携体制が構築されていることから、県直営と比較し、的確・迅速・効果的な事業執行が可能である。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、農用地の売買及び貸借、新規就農者の確保及び育成、農用地の造成及び整備、畜産経営基盤の強化、農業振興業務の受託及び請負並びに粗飼料の生産及び供給等を行う唯一の公益法人であり、岩手県の農業の発展及び農村の振興等に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指す。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	農地中間管理事業による農地の利用集積面積	① 1,100ha	1,416ha	1,100ha	1,100ha
取組内容	県、県農業会議、県農協中央会、県土地連及び当公社の県域5機関で策定した「地域農業マスタープラン（地域計画）実践に向けた農地集積・集約化推進方針」に掲げる担い手への農地集積目標の達成に向け、県、市町村等関係機関・団体と連携を図りながら、地域農業マスタープランの実践と農地の集積・集約化を進めた結果、新規貸付面積は1,416haとなり、目標を達成できました。				
課題	令和5年4月から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、令和6年度までに市町村が地域農業マスタープランを基礎として地域計画を策定すること、また地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めることとされたことを受け、県農業会議等の関係団体と連携して地域計画の策定を支援するとともに、地域計画が策定された地域や基盤整備事業実施地区における農地中間管理事業の活用を促進する必要があります。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	農業研修の受講者数	① 30人	30人	30人	30人
取組内容	① 県内での就農を希望する者と雇用労働の確保を求めている法人等とのマッチングを行う農業体験研修（インターンシップコース：定員10人）を実施しました。受入法人の拡大等に取り組んだ結果、受講者の実績は、計画を上回る12人となりました。 ② 定年帰農や兼業などによる就農の希望者を対象とした実践的な農業研修（定員20人）を実施しました。研修修了者は18人と概ね目標を達成しました。研修修了者のうち、1人は雇用就農、12人が親元や兼業での就農を予定しています。				
課題	農業や農村を担う人材を幅広く確保し、就農相談から経営発展まで一貫したきめ細かなサポートを実施するために、岩手県農業経営・就農支援センターの構成員として、関係機関・団体と連携を密にしながら、新規就農者の確保・育成に向けて取り組む必要があります。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	畜産公共事業の実施量	① 3地区	3地区	4地区	3地区
取組内容	継続2地区（八幡平地区及びいわて北部地区）においては、草地造成・整備工事及び施設整備・農業用機械導入について、新規1地区（田野畑地区）においては、草地造成・整備に係る実施設計について、早期発注と適切な進捗管理に努め、計画どおりに事業を実施しました。 また、一関第2地区で令和6年度事業開始に向けて整備計画の策定業務を行いました。				
課題	安定した事業量を確保するため、行政と一体となって計画的な新規地区の掘起しを行っていく必要があります。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暗渠排水工事の施工面積（県営事業）	① 210ha	228ha	220ha	270ha
取組内容	若柳中部地区（奥州市）など10地区で暗渠工事を受注し、施工しました。なお、面積・金額とも計画を上回りました。				
課題	引き続き安定した受注ができるよう、人材確保など体制の強化に取り組むとともに、公社独自のINK工法をアピールするための実演会や、土地改良区等の関係機関へのPR活動を積極的に行っていく必要があります。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	南畑地区事業用地の販売	① 南畑地区事業用地1区画の販売	1区画の販売	同1区画の販売	同1区画の販売
取組内容	宅地付き農地の販売促進のため、定期的な環境美化活動の実施や公社のホームページ等で四季の様子やコテージむらの景観の紹介に加え、理事長が「在京岩手産業人会新春岩手の集い」において、トップセールスを実施しました。 また、令和5年3月に仮契約を締結した区画については、営農計画の作成を丁寧にサポートしたことにより、農地法第3条による所有権の移転が許可され、令和5年4月20日に本契約に至りました。				
課題	令和5年10月に「新・コテージむら魅力アッププラン」が策定され、その推進母体として令和6年5月に「新・コテージむら魅力アッププラン推進会議」が設立される予定であることから、今後とも構成機関・団体及び地域住民と連携した効果的な取組により、事業用地の販売につなげていく必要があります。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	累積欠損金の縮減	① 一般正味財産期末残高△425,466千円	△382,632千円	同△392,599千円	同△383,602千円
取組内容	累積欠損の解消に向け、収益事業である暗渠排水工事等の受注増、業務全般にわたるコストの縮減に取り組んでいます。 この結果、暗渠排水工事の県からの受注面積・金額ともに計画を上回ったことから、当期一般正味財産増減額が12,482千円のプラスとなり、累積欠損が減少しました。				
課題	引き続き安定的な収益事業である暗渠工事等の受注、業務全般にわたるコストの縮減に取り組むとともに、第5次経営改善実行計画(R2～R6)に基づき、長期的な累積欠損の解消に向け取り組む必要があります。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	事業の進捗管理の徹底	① 四半期ごとの業務執行状況確認(4回)	実施(4回)	同(4回)	同(4回)
取組内容	中期経営計画(R5～R8)及び第5次経営改善実行計画(R2～R6)に基づき、各事業を着実に推進するため、四半期ごと(4月、7月、10月、1月)に業務報告を実施し、定期的に進捗管理を行いました。				
課題	今後とも各事業を着実に推進できるよう、定期的に進捗管理を実施していく必要があります。				
4	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	地域計画策定・実践への支援	① 先行モデル地区(4地区)	4地区	地域計画策定・実践支援(417地区)	地域計画実践支援(417地区)
取組内容	県及び市町村が広域振興局単位に選定した地域計画策定先行モデル地区(4地区)について、関係機関・団体と連携を図り、地域計画策定に係る座談会に参加するなど目標地図の作成が円滑に進められるよう支援した結果、令和6年6月末までに全4地区の地域計画が策定される見込みです。				
課題	県、県農業会議、県農協中央会、県土地連及び当公社の県域5機関で構成される県地域計画推進協議会が令和6年4月に設置される予定であり、そこで定められる「地域計画の策定及び実現に向けた推進方針」に基づき、令和6年度末までに県内全417地域の計画が策定されるよう、現状把握や進捗管理等を実施し、計画策定に向けた取組が遅れている市町村を中心に、指導・助言など重点的な支援を行う必要があります。				
5	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	工事の施工品質の向上	① 県営工事の工事成績評定点平均90点以上	92点	同90点以上	同90点以上
取組内容	施工業務を担う新規職員(2名)の人材育成や自動操舵システムの活用による人的ミスの軽減に努めました。さらに、地域貢献の取組を積極的に行うとともに、安全に対する注意喚起を朝礼等において周知徹底し、職員の意識の向上に努めました。 この結果、令和5年度の県営受注工事成績評定点は、平均が92点となりました。				
課題	さらなる施工品質の向上に向け、社内安全大会や部内会議などを通じて安全に対する意識の向上や創意工夫の促進及び地域貢献を育む方法を検討することが必要となります。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	3		2	1	4		3	1	3		2	1
非常勤	14	1		13	12	1		11	14	1		13
計	17	1	2	14	16	1	3	12	17	1	2	14

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	19	12 (1)	1	6 (1)	16	9 (1)	1	6 (2)	13	7 (1)	2 (1)	4
	一般職	49	40		9	49	41		8	51	44		7
	小計	68	52	1	9	65	50	1	8	64	51	2	7
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	22			3	24		4	20	26		4	22
	小計	22			3	24		4	20	26		4	22
計		90	52	1	9	89	50	1	10	90	51	2	8

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-59	60歳以上	計
常勤	管理職				1	7	5	13
	プロパー				1	5	1	7
	県派遣					2		2
	県OB						4	4
	その他							
	一般職		4	14	17	10	6	51
	プロパー		4	12	15	9	4	44
	県派遣							
	県OB							
	その他			2	2	1	2	7
計			4	14	18	17	11	64

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

有期雇用職員の正職員採用により、常勤の一般プロパー職員数が増加しています。

〔県の関与の状況について〕

県から、2名を管理職として受け入れています。

〔職員の年齢構成について〕

中途採用職員の割合が高いこともあり、プロパー職員は、30代と40代の比率が高くなっています。

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
資産	3,482,319	2,991,050	3,335,263	344,213
流動資産	1,525,134	1,096,113	1,442,073	345,960
うち現預金	50,331	49,424	25,720	▲ 23,704
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	1,957,185	1,894,937	1,893,190	▲ 1,747
基本財産	0	0	0	0
うち投資有価証券	0	0	0	0
特定資産	1,815,194	1,699,562	1,705,070	5,508
うち投資有価証券	1,767,965	1,396,113	1,391,466	▲ 4,647
その他固定資産	141,991	195,375	188,120	▲ 7,255
うち投資有価証券	0	0	0	0
負債	2,055,663	1,738,265	2,070,127	331,862
流動負債	1,848,201	1,497,683	1,836,874	339,191
うち有利子負債	1,466,702	1,127,130	1,431,381	304,251
固定負債	207,462	240,582	233,253	▲ 7,329
うち有利子負債	0	0	0	0
正味財産	1,426,656	1,252,785	1,265,136	12,351
指定正味財産	1,769,823	1,647,899	1,647,768	▲ 131
一般正味財産	▲ 343,167	▲ 395,114	▲ 382,632	12,482

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)
経常収益	2,514,288	2,838,296	2,721,898	▲ 116,398
経常費用	2,503,085	2,894,725	2,713,605	▲ 181,120
事業費	2,479,772	2,873,463	2,693,814	▲ 179,649
うち人件費	491,015	453,555	462,476	8,921
うち支払利息	8,956	8,098	8,908	810
管理費	23,313	21,262	19,791	▲ 1,471
うち人件費	12,859	11,782	11,355	▲ 427
評価損益等増減額	0	0	0	0
当期経常増減額	11,203	▲ 56,429	8,293	64,722
経常外収益	1,045	4,614	4,393	▲ 221
経常外費用	0	0	72	72
当期経常外増減額	1,045	4,614	4,321	▲ 293
法人税、住民税及び事業税	132	132	132	0
当期一般正味財産増減額	12,116	▲ 51,947	12,482	64,429
当期指定正味財産増減額	▲ 27,857	▲ 121,924	▲ 131	121,793
正味財産期末残高	1,426,656	1,252,785	1,265,136	12,351

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	95,883	91,065	74,605	▲ 16,460	農地中間管理事業による担い手支援資金
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	177,454	175,756	184,521	8,765	農地中間管理事業等業務費補助金等の県費負担分
委託料(指定管理料除く)	28,009	39,341	35,142	▲ 4,199	岩手県農業研究センター園場管理業務委託等
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
自己資本比率(%)	41.0	41.9	37.9	▲ 4.0	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	82.5	73.2	78.5	5.3	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	42.1	37.7	42.9	5.2	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	0.9	0.7	0.7	▲ 0.0	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	20.1	16.1	17.5	1.4	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	100.5	98.2	100.5	2.3	=経常・経常外収益-補助金(運営費)/経常・経常外費用×100
総資本当期経常増減率(%)	0.8	▲ 4.5	0.7	5.2	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

財務評価	A	B	B	増減(令5-令4)	A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)
------	---	---	---	-----------	----------------------------------

※財務評価は、フローチャートに使いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

【貸借対照表・正味財産増減計算書について】
畜産公共部門の事業量は減少しましたが、収益事業である暗渠排水工事の受注量が増加したことから、当期経常増減額が増加しました。

【県の財政的関与について】
農地中間管理部門の事業量増加により補助金が増加した一方で、畜産振興部門の事業量が減少したこと等により委託料は減少しました。また、農地中間管理事業による担い手支援資金(借入金)の償還が増加したことから、損失補償(残高)が減少しました。

【財務指標・財務評価について】
暗渠排水工事の受注量が増加したことから、当期一般正味財産増減額が12,482千円のプラスとなり、独立採算性を確保しました。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	県の施策に沿い、本県農業の発展及び農村地域の振興のため、担い手への農地の集積・集約化、新規就農者の確保と青年農業者等の育成支援、国の畜産公共事業等による生産基盤の整備、水田の汎用化のための暗渠排水工事を実施しており、県施策推進における役割を果たしていると考えています。
所管部局	本法人は、国及び県の施策との整合性を図りながら、農用地の貸借・売買、新規就農者の確保・育成、農用地の整備、畜産経営基盤の強化などに資する事業を着実に推進することにより、本県農業の発展及び農村地域の振興に寄与している。
法人	(2) 民間団体との代替性及び役割分担について 農地中間管理事業の推進に関する法律に定める県内で唯一農地中間管理事業を実施できる団体「農地中間管理機構」として県から指定されており、担い手への農地集積を図る取組を行っています。 畜産公共事業では、公社が県に代わって事業を実施できる「事業指定法人」として県から承認されており、受益農家から委託を受けて飼料基盤や牛舎等施設の整備を行っています。 新規就農者確保の取組では、県から県内最大規模となる就農相談会の開催の業務を受託したほか、就農相談に関するノウハウを生かして対応に当たりました。 暗渠排水工事では、県の標準工法である自動埋設型暗渠の施工において、公社独自の「INK工法（ドレンレイヤー＋補助暗渠）」を導入し、受益農家から高い評価を得ています。
所管部局	県では、本法人を、農用地の売買・貸借を行う農地中間管理機構、畜産公共事業を行う事業指定法人として指定しているほか、新規就農者支援においては、県が設置した県農業経営・就農支援センターの構成員として新規就農者の確保・育成に関する取組を促進しており、市町村や農業団体と連携しながら各取組を推進する上で、重要な役割を果たしている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	一人一人が自ら考え、自ら行動する高い意識と能力をもった職員を育成するため、「岩手県農業公社における職員研修等に関する取組方針」及び「第5次経営改善実行計画（R2～R6）」に基づき、職員全体研修等の内部研修及び県への派遣等の外部研修を実施したほか、資格・免許等の取得を支援しました。 また、「職員評価実施要領」及び「職員満足度等調査実施要領」を定め、評価シートや職員満足度調査の内容をもとに面談を行い、業績への貢献と職員の努力を評価し、有能な人材の育成に取り組んでいます。
所管部局	令和5年度期首に、新たに7名の職員を採用したほか、経験を積んだ有期雇用職員等1名を正職員として採用し、事業推進体制の確保に努めるとともに、働き方改革の推進など業務の効率化や勤務条件の整備、専門知識を習得するための研修研修の充実に取り組んでいる。 また、職員評価制度を導入し、職員の努力や実績に基づく評価を行うことにより、職員のモチベーションの向上や主体的な業務遂行が促進されている。
法人	(2) リスク管理体制の強化について 令和4年4月に改訂した「公社職員コンプライアンスマニュアル」を使って、年2回の職員全体研修会で周知徹底を図ったほか、チェックシートによる職員の自己点検を実施しました。その結果、改善された項目がある一方で、新たに改善が必要な項目もありました。今後もリスク管理の体制強化に向け、適宜必要な見直しを行うとともに、チェックシートによる自己検証を継続していきます。 また、事務処理・会計処理の適正確保のため、「補助事業、委託事業、受託事業及び請負工事に係る自己点検実施要領」に基づき、各部長が年2回の自己点検を実施しており、これにより不適切処理が未然に防止されていることから、引き続き補助事業等に関する自己点検を実施していきます。
所管部局	職員の能力向上や法令遵守のため、「公社職員コンプライアンスマニュアル」を活用した職員全体研修の実施やチェックシートによる自己検証の取組を行うとともに、「補助事業、委託事業、受託事業及び請負工事に係る事故点検実施要領」に基づき、各部長が定期的な事業の進捗管理等を実施するなど、リスク管理対策が徹底されている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	経営改善に向け、部門ごとに収支予算計画を作成し、計画を達成するために必要な取組を経営改善目標としています。 取組の推進に当たっては、定例の部長会議や四半期ごとの役員報告などにより、分析検討を行っています。 今後も適切な経営環境の確保等に向けて、中期経営計画（R5～R8）と併せ、令和5年3月に改訂した第5次経営改善実行計画（R2～R6）に取り組んでいきます。
所管部局	四半期毎の業務進捗状況の確認を行うほか、県との意見交換を密に行い、事業計画の達成に向けた軌道修正や改善を行っている。 また、解決すべき課題や情勢の変化に対応し、中期経営計画（R5～R8）の策定及び第5次経営改善実行計画に基づき、経営改善のために必要な組織のマネジメントや収益事業等における重要事項を経営改善目標に設定し、達成に向けて取り組んでいる。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	県は、本法人を農用地の貸借・売買を行う県内唯一の団体である農地中間管理機構として指定しており、国及び県の施策との整合性を図りながら、農地中間管理事業を円滑に推進するため、事業制度や行政事務に精通した人材が必要であることから、県職員2名を派遣している。
------	---

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを使って、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、決算、中期経営計画、役員給与・退職金・県の財政支援等の情報を公開するほか、業務の理解を促すために「農業公社の概要」のしおりやパンフレットを掲載しています。今後も、見やすいホームページづくりに取り組んでいきます。
所管部局	誰にでも見やすわかりやすいホームページ構成とし、決算関係や事業報告等の書類のほか、就農支援など本法人が行っている取組などについても掲載し、情報の更新を適切に行うことにより、情報公開を推進している。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、当期一般正味財産増減額12,482千円を計上したことで一般正味財産は▲382,632千円まで改善していますが、今後の更なる経営改善に向けて、好調である経営改善目標の達成率の維持や、収入の確保及び費用の削減などに継続して取り組む必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、経営改善に向けた取組に積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】		取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について、令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要になります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	令和4年度に最終年度を迎えた中期経営計画では、各都府県ごとに取組内容を総括するとともに、経営環境分析を行い、実効性のある対応策を検討しました。 これらの検討結果や県の第2期アクションプランを踏まえ、経営改善目標、具体的な取組内容及びスケジュールを取りまとめ、新たな中期経営計画（R5～R8）を策定しました。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した事項について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R1～R4）の事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容について、法人、関係課と評価を行い課題を明らかにするとともに、解決すべき課題や情勢の変化に対応した実効性の高い取組や具体的な工程の検討を行うなど、次期中期経営計画（R5～R8）の策定に積極的に関与した。	R5.3
所管部局	3 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	農業経営基盤強化促進法等の改正により、国及び県の施策として、農地の集約化等の取組を一層促進していくため、本法人の果たす役割は、重要となっている。法人と県が連携・協働により、農地中間管理事業を円滑に推進するためには、事業制度や行政事務に精通した県職員の派遣が必要と考えている。 県職員の派遣については、関係法令の趣旨に則って、毎年度、県の関与の必要性及び妥当性を十分に検討した上で実施している。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

【令和5年度指摘事項】		取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年度5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しに当たっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	四半期ごとに実施した事業の進捗管理と併せて、事業目標及び経営目標の目標値等の見直しの検討を行いました。該当はありませんでした。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した事項について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	現行の中期経営計画（R5～R8）の事業目標及び経営目標等について、解決すべき課題や情勢の変化に対応した実効性の高い取組や具体的な工程の検討を行うなど、積極的に関与した。	R6.3
所管部局	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	実施済	農業経営基盤強化促進法等の改正により、国及び県の施策として、農地の集約化等の取組を一層促進していくため、本法人の果たす役割は、重要となっている。法人と県が連携・協働により、農地中間管理事業を円滑に推進するためには、事業制度や行政事務に精通した県職員の派遣が必要と考えている。 今後、県職員の派遣について、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性を、毎年度、十分検討した上で実施していく。	R6.3